送配電サービス変動相当額　みなし供給条件・動力比率表

本表は、コレクトエナジー約款 別表４－３（送配電サービス変動相当額）に定めるみなし供給条件および動力比率を定めるものです。

1. みなし供給条件

区分	みなし契約電力	みなし使用電力量
電灯	2.8 キロワット	213 キロワット時
動力	8.5 キロワット	896 キロワット時

いずれも１供給契約あたりの１月の値といたします。

みなし供給条件は、コレクトエナジー約款 別表４－３（２）※1 に定める基本料金変動相当額の算定に用います。

2. 動力比率

項目	値	算定の基礎とした期間
動力比率	3.70 パーセント	2025 年度

動力比率は、コレクトエナジー約款 別表４－３（２）※1 および※2 に定める基本料金変動相当額および従量料金変動相当額の算定に用います。

3. 算定の基礎

算定の基礎とした期間	2025 年度（2025 年４月１日から 2026 年３月 31 日まで）
みなし契約電力	契約電流（アンペア）については 10 アンペアを１キロワットに、契約容量（キロボルトアンペア）については１キロボルトアンペアを１キロワットに、それぞれ換算するものとします。
動力比率の算定方法	毎年８月１日時点において資源エネルギー庁により公表されている電力需要実績のうち、前年度における当社の低圧合計の需要実績の合計に占める電力（動力）の需要実績の合計の割合。当該時点において当該期間の需要実績の一部が公表されていない場合は、その時点で公表されている直近 12 か月分の需要実績により算定いたします。
端数処理	みなし契約電力は 0.1 キロワットとし、その端数は小数点以下第２位を四捨五入いたします。みなし使用電力量は１キロワット時とし、その端数は小数点以下第１位を四捨五入いたします。動力比率は１パーセントとし、その端数は小数点以下第３位を四捨五入いたします。

4. 見直しについて

当社は、毎年８月１日時点において、原則として前年度（４月１日から翌年３月 31 日までをいいます。）の実績に基づき、みなし供給条件および動力比率を算定するものとし、同年９月１日以降に開始する最初の算定期間より適用いたします。

見直しを行った場合は、算定後のみなし供給条件および動力比率ならびに算定の基礎を、あらかじめ当社ウェブサイトへの掲載その他相当な方法により周知いたします。

5. 改定履歴

公表日	適用開始	内容
2026年10月26日	2026年11月1日	制定（2025年度実績に基づき算定）